

福島市災害廃棄物処理計画【概要版】

第1章 計画策定の趣旨

福島市（以降、「本市」という。）は、平成23年3月に発生した東日本大震災や令和3年2月に発生した福島県沖の地震では、住宅や公共施設等に甚大な被害を受け、大量の災害廃棄物が発生し、その処理に迫られました。本市では、今後大規模な地震災害、風水害及び火山災害が発生した場合、大量に発生することが予測される災害廃棄物を迅速且つ適切な処理を図ることにより、市民の生活環境を確保し、早急に復旧・復興を推進していくことを目的として、基本的な事項を定める災害廃棄物処理計画（以降、「本計画」という。）を策定しました。

第2章 本計画の位置付け

本計画は、「国指針」を踏まえ、「県計画」、「市防災計画」等との整合を図りつつ、災害廃棄物処理に関する基本的な考え方や処理方針等を示すものです。非常災害時には、本計画に基づき被害の状況等を速やかに把握し、「災害廃棄物処理実行計画」（以降、「実行計画」という。）を策定し、災害廃棄物の処理を行います。

第3章 基本的事項等

第1節 想定される災害とその被害の概要

県が平成7年度から3箇年にわたり実施した「福島県地震・津波被害想定調査」によると、福島盆地西縁断層帯地震が、本市における建物被害が最も大きい地震であるため、福島盆地西縁断層帯地震を本計画の対象地震とします。

区分	想定される災害	建物被害棟数
地震災害	福島盆地西縁断層帯（台山断層、土湯断層）を震源とする地震	【木造】7,813棟 【非木造】316棟 【木造・焼失】1,604棟

第2節 災害時に発生する廃棄物

災害時に発生する廃棄物を下記に示します。

種類	内容
生活ごみ	家庭から排出される生活ごみ
避難所ごみ	避難所から排出されるごみ
し尿	仮設トイレ等からのくみ取りし尿、災害に伴って便槽に流入した汚水
災害廃棄物	可燃物/可燃系混合物、不燃物/不燃系混合物、金属くず、コンクリートがら等、木くず、廃家電（4品目）、小型家電/その他家電、その他、適正処理が困難な廃棄物、有害廃棄物/危険物、廃自動車等、家具類・畳・布団、腐敗性廃棄物

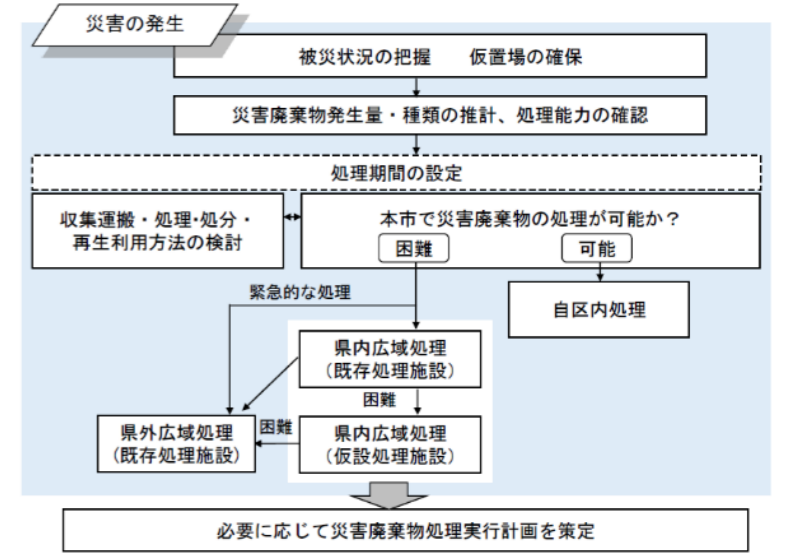
第3節 災害廃棄物処理の基本方針

本市の災害廃棄物処理の基本方針を下記に示します。

基本方針①	適正かつ迅速な処理 ◇市民の生活環境の保全、公衆衛生上の支障を防止する観点から、適正な処理を進めつつ、復旧・復興の妨げにならないよう迅速な災害廃棄物の処理を実行します。
基本方針②	分別の徹底及び再生利用の促進 ◇災害時に大量に発生する災害廃棄物を全て最終処分することは不可能であるため、被災現場及び仮置場への搬入時における分別を徹底し、可能な限り再生利用を行い、最終処分量の削減を図ります。
基本方針③	協力・連携体制の強化 ◇災害時に処理を滞りなく行うため、県、市町村及び民間事業者団体等との支援体制を構築し、連携して処理を進めます。
基本方針④	合理的かつ経済的な処理 ◇処理の緊急性や処理の容易性を考慮しながら、環境負荷がかからない処理方法を選定し、極力処理費用を抑え経済的な処理に努めます。

第4節 災害廃棄物処理の流れ

災害廃棄物処理の基本的な流れを右図に示します。災害が発生した際は、初動対応として被害状況を把握し、災害廃棄物発生量を推計するとともに、既存廃棄物処理施設の処理能力や仮置場用地の確保状況を確認し、本市で処理が可能か、県内又は県外の広域処理が必要かを検討します。また、災害廃棄物処理の基本方針に基づき、処理の方針、災害廃棄物の収集運搬、処理・処分方法、再生利用先の確保、仮設処理施設の必要性等を検討して、処理期間の設定、処理フローを作成し、必要に応じて実行計画を策定します。



第4章 災害廃棄物処理の組織体制

第1節 災害廃棄物の処理体制・指揮命令系統

平常時より災害廃棄物処理に係る組織体制及び指揮系統を定めます。災害廃棄物処理は、「環境部 ごみ減量推進課」が中心となり、関係部署、県生活環境部と連携して業務を遂行します。

第2節 災害廃棄物等処理の協力支援体制

平常時より関係機関等と調整し、災害時の連携体制及び相互協力体制を整備します。発災後、本市自らの処理が困難で応援が必要な場合は、平常時に締結した協定等に基づき応援要請を行います。

第3節 受援体制

災害廃棄物の処理を適正かつ円滑・迅速に行うためには、収集運搬や補助金対応等の事務作業を行う人員等、多くの人的・物的資源が必要になることから、それらの受入れ手順等の体制整備や、応援を受ける業務の選定、応援要請のための準備等を行います。

第4節 情報収集・連絡

災害直後は、可能な限り被害規模を早期に把握するとともに、正確な情報収集に努めます。

また、市災害対策本部と災害廃棄物に関する情報共有が可能となる体制を構築し、相互に連携して適切な災害廃棄物処理が実施できるように努めます。

第5章 災害廃棄物の処理

第1節 災害廃棄物の発生量の推計

想定地震災害の災害廃棄物発生量の推計結果を下記に示します。

◎地震災害

被害想定	災害廃棄物発生量(t)	種類別の災害廃棄物発生量(t)					
		柱角材	可燃物	不燃物	コンクリートがら	金属くず	その他
福島盆地西縁断層帯（台山断層、土湯断層）を震源とする地震	1,076,205	164,667	9,881	309,486	548,879	15,130	28,163

※端数処理の関係上、合計が各項目の和に一致しない場合がある。

第2節 収集・運搬

災害廃棄物により生活環境に支障が生じないように、平常時より災害時の収集・運搬体制を検討します。また、発災後は速やかに収集・運搬体制を確保し、災害廃棄物を撤去します。

第3節 災害廃棄物仮置場

災害廃棄物仮置場（以下、「仮置場」という。）は、災害廃棄物を一時的に集積する場所です。災害廃棄物により生活環境に支障が生じないように、発災後速やかに仮置場を確保し、生活圏から災害廃棄物を撤去、処理します。本計画では災害廃棄物の仮置場に関する計画を対象とし、放射性廃棄物の仮置場は計画の対象外とします。

災害廃棄物の処理は、一次仮置場で粗選別し、既存処理施設で処理を行うことを原則としますが、既存処理施設を最大限活用しても目標期間内に処理することができない膨大な量の災害廃棄物が発生した場合は、二次仮置場を設置し、再分別・処理・保管を行うことも検討します。

災害規模想定から、あらかじめ発災前の災害廃棄物発生量を推計し、それに基づき仮置場の必要面積の算出を行い、その必要量に見合うオープンスペースを仮置場候補地として選定します。

被害想定に基づき推計した仮置場必要面積を下記に示します。

想定する災害		仮置場必要面積（m ² ）		
		可燃物	不燃物	合計
地震災害	福島盆地西縁断層帯（台山断層、土湯断層）を震源とする地震	145,457	273,229	418,686

※仮置場必要面積は、処理期間2年、積上げ高さ3mと仮定して算出した。

第4節 処理フロー

災害廃棄物は自区域内での処理を原則とし、既存の一般廃棄物処理施設の処理能力が不足する場合は、産業廃棄物処理施設等を活用する処理フローを作成します。それでも処理能力が不足する場合は、仮設処理施設の設置を検討し、検討結果を処理フローへ反映させます。

第5節 損壊家屋等の撤去（必要に応じて解体）

損壊家屋等は私有財産であるため、その処分については原則として所有者が実施することになりますが、通行上支障がある場合や倒壊の危険性のある場合については、所有者の意思を確認した上で、適切な対応を行います。

第6節 環境対策・環境モニタリング

災害廃棄物処理現場（建物の撤去現場や仮置場等）においては、解体・撤去、仮置場作業に伴う粉じんの飛散や、騒音・振動、周辺土壌への有害物質等の漏出、災害廃棄物からの悪臭等様々な環境影響の要因があるため、労働災害の防止やその周辺における地域住民への影響を防止することを目的として、環境モニタリングを行うことを行います。また、仮置場には可燃物が多く集積されるため、消火設備を設ける必要があります。仮置場で火災が発生した場合は、消防と連携し、迅速な消火活動を行います。特に危険物に対しては、専門家の意見を基に消防士を付近に準備する等、適切な対応を取ります。

第7節 その他の留意事項

1. 適正処理が困難な廃棄物等の処理方針

平常時は市内の危険物、有害物質等の保有事業者を予め把握しておき、処理方法等の指導等を行います。発災後は有害廃棄物を他の災害廃棄物と分けて収集し、専門処理業者等へ委託して適正処理を行います。

2. 思い出の品等

建物解体等から生ずる思い出の品や貴重品について、思い出の品等の回収対象、持ち主の確認方法、回収方法、保管方法、返却方法等取扱ルールについて平常時に検討し、災害時に適切に対応します。

3. 火山灰の処理

火山灰は災害廃棄物には含まれませんが、火山災害発生時に処理・処分が困難な場合が予想されるため、処理、処分等について平常時に検討し、災害時に適切に対応します。

第6章 生活系ごみ及びし尿処理

第1節 生活系ごみの処理

避難所ごみ及び生活ごみの発生量の推計結果を下記に示します。

項目	想定災害	福島盆地西縁断層帯（台山断層、土湯断層）を震源とする地震
	被災当日	
避難所ごみ（t/日）		26
生活ごみ（t/日）		195

第2節 し尿の処理

1. し尿発生量の推計

地震災害時（福島盆地西縁断層帯（台山断層、土湯断層）を震源とする地震）におけるし尿発生量等の推計結果を下記に示します。

項目	推計結果
し尿発生量（kl/日）	210
仮設トイレ必要設置数（基）	1,420
バキューム車必要台数（台/日）	66

2. 仮設トイレ計画

災害時に指定緊急避難場所及び下水道施設が使用できなくなった住宅地域等に配備、共同仮設便所として利用できるよう、災害用簡易トイレについてレンタル業者と災害時の事前協議を進めます。

第3節 収集運搬・処理体制

発災後は、避難所ごみを含む生活ごみの発生量を把握し、避難者数及び避難所の設置数・場所に基づき、収集ルートを決し、収集・運搬を迅速に行い、既存施設で処理を行います。

また、被災により福島市衛生処理場、伊達地方衛生処理組合、川俣方衛生処理組合（以下、「既存し尿処理施設」という。）での処理が困難な場合は、状況に応じて既存の下水道施設、県内外の施設等へ移送して処理を行います。平常時には、し尿の発生量を把握し、避難者数及び避難所の設置数・場所に基づき、収集ルートを決し、発災時には、収集・運搬車両数の不足状況を県に連絡します。

第7章 災害廃棄物処理の進捗管理

1. 計画による対応力の向上

本計画を通じて庁内及び県、他市町村等と災害への備えの重要性を共有し、それぞれの行動につなげるよう働きかけます。また、関係法令等の見直しに応じて本計画を見直すことで災害時の行動強化を図ります。

2. 情報共有と教育・訓練の実施

これまでの災害廃棄物処理の経験を継承し、経験を活かしていくことで、今後の災害廃棄物処理に係る対応力の向上につなげます。また、県、他市町村、事業者等の関係者との情報共有・コミュニケーションを図り、連携を強化するとともに、目的に応じた効果的な教育・訓練を定期的実施します。

3. 進捗管理・評価による課題の抽出

災害廃棄物処理に備えた体制を構築していくため、県や事業者その他の関係機関・関係団体との連絡を密にします。教育・訓練履修者の数や仮置場候補地の選定等の進捗状況を毎年確認するとともに、県等と課題を共有し、評価・検討を通じて対応能力の向上を図ります。また、災害時の初動期から復旧・復興期までの行動を記録し、災害廃棄物処理における課題の抽出を行います。